

入札公告

1. 公告日

令和 8 年 1 月 5 日(月)

2. 契約責任者

学校法人華蔵学園 理事長 荒川 周學
〒910-0067 福井県福井市新田塚2丁目46-26
(電話)0776-26-1191

3. 事務局

【事務局 A】名称 認定こども園新田塚幼稚園
代表者 園長 荒川 慶文 担当者 安久(あんきゅう)
〒910-0067 福井県福井市新田塚2丁目46-26
(電話)0776-26-1191 (FAX)0776-26-7868

【事務局 B】名称 株式会社 織田設計
代表者 代表取締役 社長 織田 英也 担当者 鈴村(すずむら)
〒921-8163 石川県金沢市横川 7-50
(電話)076-244-8800 (FAX)076-244-8850

4. 工事概要

(1)工事名 新田塚幼稚園改修工事
(2)工事場所 福井市新田塚2丁目46-26
(3)工期 令和 9 年 2 月 15 日まで
(4)工事概要 建築:鉄骨造 2 階建て 改修工事
敷地面積 2,054.54 m² 延床面積 2,174.57 m² (内改修面積、1,507.62 m²)
付帯:外構工事
設備:給排水衛生設備、電気設備、空調換気設備、消防設備
詳細は設計図書による。
(5)入札方式 条件付き一般競争入札

5. 開札日及び入札会場

(1)入札日 令和 8 年 1 月 22 日(木) 13:30
(2)入札場所 福井市新田塚2丁目46-26 新田塚幼稚園

6. 入札参加資格

入札参加者は、次に掲げる全ての条件を満たしている者であることとする。

- (1) 入札参加資格の確認申請を提出する時点において、福井市競争入札参加資格者名簿に登録があり、かつ業種欄が「建築」であること。
- (2) 入札参加資格の確認申請を提出する時点において福井市内に主たる営業所があること、又は、福井市外に主たる営業所を有し、福井市内に営業所等があること。
- (3) 入札参加資格の確認申請を提出する時点において、福井市競争入札参加資格者名簿の格付けが、次の基準を満たすこと。
 - ア 業種欄 建築
 - イ 等級 A
 - ウ 許可区分 特定
- (4) 経営事項審査に基づく経営事項審査結果通知書の2年又は3年の平均工事完工高が2.0億円以上であること。
- (5) 幼稚園、保育所、認定こども園又はその他学校や福祉施設等の施工実績があること。
延べ床面積500m²以上の建物の新築、改築、改修工事に限る。
(平成22年4月1日以降)。
- (6) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)又は、監理技術者(同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)及び現場代理人を適正に配置できる者であること。
- (7) 入札参加資格の確認申請を提出する時点において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 入札参加資格の確認申請を提出する時点において、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止又は指名除外の期間中でないこと。
- (9) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 役員(役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)でないこと又は役員が暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと(共同企業体にあっては、構成員の全て)。
- (11) 入札参加資格の確認申請を提出する時点において、当該入札に参加しようとする他の者(共同企業体にあっては、構成員の全て)との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること(共同企業体にあっては、構成員の全て)。
 - ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
 - イ 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。)と同じくする子会社同士の関係

- ウ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- エ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係

7. 入札参加資格の確認等

本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することを証明するため、次に従い申請書を提出し、契約責任者から入札参加資格の有無について事前確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- (1) 提出期間 令和8年1月5日(月)から令和8年1月9日(金)までの
午前9時から15時まで(郵送の場合は必着)
- (2) 提出場所 3.事務局A(新田塚幼稚園)
- (3) 提出方法 申請書及び資料の提出は、持参又は郵送することにより行い、ファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) 申請書等は、入札参加資格確認申請書(様式第1号)、及び類似工事の施工実績(様式第2号)、配置予定技術者調書(建設工事)に現場代理人及び監理技術者等の資格、経歴、経験等(様式第3号)、資本的関係又は人的関係に関する申告書(様式第4号)により作成すること。
(申請書等は事務局B(織田設計)より取り寄せること。)
合わせて、資料として6.参加資格(1)~(4)を証明できる書類を提出すること。
- (5) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和8年1月13日(火)までに電子メールにて通知する。
- (6) その他
 - ア 申請書及び資料の作成・提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - イ 契約責任者及び事務局は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え又は再提出は認めない。
 - オ 申請書・資料に関する問い合わせ先は、事務局B(織田設計)へ行うこと。

8. 設計図書の閲覧

- (1) 入札に参加しようとする者は、当該入札に係る建設工事の設計図面の全部の写し又は仕様書(以下「設計図書等」という。)を、次の期間内に、契約責任者が指定する方法において閲覧するものとする。

閲覧期間 令和8年1月5日(月)から令和8年1月20日(火)まで
閲覧方法 閲覧希望者は事務局B(織田設計)に連絡すること

- (2) 入札に参加しようとする者は、契約責任者の定める閲覧期間中に、原則として、設計図書等を閲覧

しなければならない。

- (3) 設計図書等を閲覧した者は、契約責任者に対し、原則として、契約責任者が設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から閲覧期間の終期の 7 日前までの日の間に限り、設計図書等の内容に関し質問をすることができる。
- (4) 設計図書等の内容に関する質問は、契約責任者に対し、質問事項を記載した書面を提出することにより行わなければならない。質問書の提出先は、3.事務局 B(織田設計)とする。
- (5) 契約者は、設計図書等の内容に関する質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、書面により回答するとともに、当該質問及び回答の内容について、入札に参加しようとする者に通知するものとする。
- (6) 設計図書等の内容に関する質問についての回答及び通知は、設計図書等の閲覧期間の終期までに行うものとする。

9. 入札方法

- (1) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額として入札することとする。
- (2) 落札者の決定方法は予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (3) 開札の結果、最低制限価格以上の価格で、かつ、予定価格の制限の範囲内での価格による入札がないときは、1回に限り、再度の入札を行うことがある。
- (4) (1)～(3)に定めることのほか、本入札は、福井市財務会計規則・工事入札心得等、福井市の入札に準じて行う。

10. 内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札書と併せて、次に掲げる要件を満たす内訳書を提出しなければならないこととする。ただし、後述する再度入札の場合にあっては、提出することを要しない。
 - ア 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。
 - イ 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する工事区分・工種・種別と同一の工事区分・工種・種別を明らかにした内訳により見積もったものであること。
- (2) 内訳書は、提出後に書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (3) 提出された内訳書が次のいずれかに該当するときは、当該入札参加者の入札を無効とする。
 - ア 契約責任者が指定した日時及び方法により、内訳書の提出を行っていないとき。
 - イ 契約責任者が、提出された内訳書について、次に掲げる要件を満たしていると確認できないとき
 - (ア) (1)に掲げる要件を満たすこと。
 - (イ) 違算及び不適切な事項の記載がないこと。
 - (ウ) その他契約責任者が必要と認める事項
- (4) 内訳書の様式は任意とするが、その記載内容は閲覧に供した設計図書に対応し、直接工事費、間接工事費、一般管理費等の額及びその算出の基礎となる工種・種別等の内容（数量、単価、金額等）

を明らかにした内訳書としての内容を備えたものとすること。

11. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札
- (2) 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札
- (3) 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
- (4) 入札公告等において示した 条件に違反している者が行った入札
- (5) 設計図書等の閲覧をしなかった者又は入札執行者が、閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札
- (6) 内訳書の提出を行わなかった者又は提出された内訳書が要件を満たしていると認められない者が行った入札
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した箇所若しくは氏名の下に押印のないもの又はその記載が確認できないもの
- (8) 他人の代理を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (9) 連合して行った者の入札
- (10) その他入札者が、入札の条件に違反した入札

12. 現地確認をする場合は 3.事務局 B(織田設計)に連絡のこと